

# 富野小学校PTA会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、富野小学校PTA（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、城陽市立富野小学校（以下「本校」という。）内に置く。

(組織)

第3条 本会は、本校に在籍する児童の保護者並びに本校の教職員を会員として組織する。

- 2 すべての会員は、この会則に基づき、本会の目的達成のため協力するとともに、本会の役員等となること及びその選出を行うこと並びに総会に出席し動議を提出すること及び賛否を表明する権利義務を有する。

(目的)

第4条 本会は、会員が協力して、家庭、学校及び地域における児童の心身の健やかな発達と豊かな人間性の育成に努め、会員相互の研修活動等を通して教養と親睦を深めつつ、教育環境の整備を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- ① 会員相互の親睦と資質の向上に関すること
- ② 学校、家庭及び地域社会における教育の理解とその振興に関すること
- ③ 児童の学校及び社会生活の改善に関する事業
- ④ 教育の向上に必要な研究及び諸団体との協力連携に関する事業
- ⑤ その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 役員等

(本部役員)

第6条 本会に、次の各号に定める本部役員を置く。

- ① 会長……1名
- ② 副会長……若干名
- ③ 庶務……3名（内1名は母親委員を兼務し、他1名は教職員をもって充てる）
- ④ 会計……2名（内1名は母親委員を兼務し、他1名は教職員をもって充てる）
- ⑤ 学級委員会委員長……1名
- ⑥ 保健体育委員会委員長…1名
- ⑦ 広報委員会委員長……1名
- ⑧ 地域委員会委員長……1名
- ⑨ 選挙管理委員会委員長…1名

2 会長は、本会を代表し、会務を司る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

4 庶務は、本会の庶務事項を処理する。

5 会計は、本会の会計経理を司る。

6 学級委員会委員長、保健体育委員会委員長、広報委員会委員長、地域委員会委員長は各専門委員会を代表し、活動を推進する。

7 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員会を代表し選挙管理委員会業務を司る。

(会計監査委員)

第7条 本会に、会計監査委員2名を置く。

2 会計監査委員は、本会の会計を監査する。

(委員)

第8条 本会に、次の各号に定める委員を置く。

① 地域委員

② 学級運営委員

③ 選挙管理委員

2 地域委員は、地域における活動の推進役として、児童の通学路点検、交通安全、生活の校外指導等を推進する。

3 学級運営委員は、学級会員の親睦と研修を深めるための必要な学級活動及び専門委員会活動を推進する。

4 選挙管理委員は、第5章に規定する選挙管理委員会の業務を司る。

(専門委員会)

第9条 本会に、次の各号に定める専門委員会を設ける。

① 学級委員会

② 保健体育委員会

③ 広報委員会

④ 地域委員会

2 各学級の学級運営委員3名は、学級委員会、保健体育委員会、広報委員会の各委員をそれぞれ兼務する。

3 学級委員会は、各学級からの意見を総合調整し、本会の円滑な運営を推進する。

4 保健体育委員会は、会員の保健体育の向上を図るための各種事業を企画、実施し、又、児童の保健環境の整備を推進する。

5 広報委員会は、会員相互の連携を図るため、各種事業の広報等活動を推進する。

6 地域委員会は、児童の通学路点検、交通安全、生活の校外指導等を実施し、児童の安全な生活環境の整備を推進する。

(副委員長)

第10条 地域委員会、選挙管理委員会及び各専門委員会活動の円滑化を図るため、各委員会に副委員長2名を置き、委員長を補佐する。ただし選挙管理委員会副委員長は1名とする。

(任期等)

第11条 本部役員、会計監査委員、委員(以下「役員等」という。)の任期は、特別の定めのある者を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員等の欠員補充により新たに役員等となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員等の選出は、第5章の規定による。

(顧問)

第12条 本会に、顧問を置き、学校長をもって充て、本会の運営に参加する。ただし、会長が特に

必要と認めた場合、他の適任者を顧問として加えることができる。

### 第3章 会 議

(会 議)

第13条 本会に、次の各号に定める会議を設ける。

- ① 総会
- ② 本部役員会
- ③ 学級委員会
- ④ 保健体育委員会
- ⑤ 広報委員会
- ⑥ 地域委員会
- ⑦ 選挙管理委員会

(総 会)

第14条 総会は、本会の最高議決機関で全会員をもって構成し、原則として年1回、通常総会を開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- ① 事業計画
- ② 予算及び決算
- ③ 会則の改正
- ④ その他必要な事項

3 総会は、会長が招集し、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができ、白紙委任状は会長に委任されたものとみなす。

4 会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときは、臨時総会を開催する。

5 総会の議事は、議長が行い、議長は出席者中より選出する。

6 総会の議決は、出席者の多数決による。ただし、会則の改正の場合は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(本部役員会)

第15条 本部役員会は、本部役員及び顧問をもって構成し、本会運営の基本的事項等を協議するため、会長が必要に応じ招集する。

(その他の委員会)

第16条 地域委員会、学級委員会、保健体育委員会、広報委員会及び選挙管理委員会は、各委員会に関係する役員等及び各委員会担当の教職員の会員をもって構成し、各委員会が所管する事項を協議するため、各委員会の委員長が必要に応じ招集する。

### 第4章 会 計

(会 計)

第17条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会費は、会員1名につき月額150円とする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(書類等)

第19条 本会は、次の書類を備える。

- ① 会則綴
- ② 役員等及び会員名簿
- ③ 事業記録簿
- ④ 出納簿及び支払証書
- ⑤ その他必要な書類

2 前項に規定する書類は、今後の本会の運営に支障をきたさないよう、3年間は保管しなければならない。但し、前項第2号に規定する書類の保管については、10年間とする。

## 第5章 選挙管理委員会

(設置)

第20条 本会に、選挙管理委員会を設ける。

(構成)

第21条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長、選挙管理副委員長及び選挙管理委員をもって構成する。

(任務)

第22条 選挙管理委員会は、本会の役員等の選出にかかる事項の全般を司る。

(任期)

第23条 選挙管理委員の任期は、本校の規定する当該年度3学期中より次年度2学期末までとし、次年度選挙管理委員の決定をもって終了とする。

(選挙の告示)

第24条 選挙管理委員会委員長は、役員等の選出を行うための選挙（以下「選挙」という。）を執行するときは、会員に対して、選挙の告示を行わなければならない。

2 前項に規定する選挙の告示は、会員への通知の配布をもって行う。

(選挙権等)

第25条 選挙管理委員会委員長は、選挙を執行するにあたり、立候補を行うこと及び選出されること（以下「被選挙権」という。）並びに投票を行うこと（以下「選挙権」という。）の権利を行使することを、会員（教職員の会員を除く。）に等しく与えなければならない。

(選出の基準)

第26条 教職員の会員のうち教頭及び教務主任の職相当にある者2名も、本部役員として選出されたものとみなす。

2 地域委員は、各地域及び委員数について別表の定めにより選出する。

3 選挙管理委員は、本校の第1学年から第5学年に在籍する児童にかかる会員から選出する。

4 学級運営委員は、学級ごとに3名を選出する。

5 会計監査委員は、会員の中から2名を選出する。原則として前年度庶務を充てる

6 役員等は、重複して選出されない。

(辞退権の付与)

第27条 選挙管理委員会委員長は、それぞれの役員等の任期をまっとうした会員に対し、選挙時の被選挙権を停止することを申し出る権利（以下「辞退権」という。）を与えることができる。

(規程への委任)

第28条 その他選挙管理委員会の運営及び役員等の選出方法等は、別に定める富野小学校PTA選挙管理規程による。

## 第6章 雑 則

(会長への委任)

第29条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(実施期日)

1 この会則は、平成18年5月23日から実施する。

(廃 止)

2 富野小学校PTA会則（平成16年5月26日実施）は、廃止する。

別 表

地 域 名	委員数
観音堂・長谷山	若干名
長池東	若干名
長池西	若干名
友ヶ丘	若干名
陽光ヶ丘	若干名
大和苑	若干名
南清水・北清水	若干名
東富野	若干名
堀口	若干名
東敷島	若干名
西富野	若干名
西垣内	若干名
西垣内東	若干名
乾垣内	若干名

# 富野小学校 P T A 選挙管理規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、富野小学校 P T A 会則（以下「会則」という。）第28条の規定に基づき、富野小学校 P T A（以下「本会」という。）の選挙管理委員会の運営及び役員等の選出方法等に関し定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 会 員……会則第3条に定める本会を組織する城陽市立富野小学校（以下「本校」という。）に在籍する児童の保護者（以下「保護者等」という。）並びに本校の教職員をいう。
- ② 役員等……会則第6条第1項に定める本部役員、第7条第1項に定める会計監査委員、第8条第1項に定める委員をいう。
- ③ 選挙管理委員会（以下「委員会」という。）…会則第5章に定める本会の役員等の選出にかかる事項を司る委員会をいう。
- ④ 選 挙……則第24条に定める本会の役員等の選出を行うための選挙をいう。
- ⑤ 被選挙権…会則第25条に定める本会の役員等に立候補を行うこと及び選出されることをいう。
- ⑥ 選挙権……会則第25条に定める選挙で投票を行うことをいう。
- ⑦ 辞退権……会則第27条に定める当該選挙の被選挙権を停止することを申し出る権利をいう。

## 第2章 役員等の選出

(教職員会員の扱い)

第3条 会員のうち本校の教職員は、特別の定めがある場合を除き、被選挙権、選挙権及び辞退権を有さない。

(名簿作成への配慮)

第4条 委員長は、役員等の選出を行うための被選挙権者名簿（以下「名簿」という。）を作成するにあたっては、辞退権を有する被選挙権者からの申し出（規定の書面提出）により、以前の役員等の就任状況を精査し付記するものとする。

(本部役員を選出)

第5条 会則第6条第1項に定める本部役員の選出は、委員会が名簿を作成し、選挙権を有するものに対し選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）が文書により通知した上で、紙上投票により選挙を行う。

- 2 委員長は、本部役員の選出（第13条に規定する本部役員の決定を含む。）を、前年度の2月末日までに終わるようにしなければならない。
- 3 本部役員の選出の場合の名簿は、選挙時における本校の第1学年から第5学年に在籍する児童にかかる会員を対象として登録するものとし、本部役員の選出の場合の被選挙権、選挙権及び辞退権は、当該名簿への登録者が有するものとする。

(地域委員の選出)

- 第6条 会則第8条第1項に定める地域委員の選出は、原則として前条の選出が完了した後に、各地域で行う。
- 2 別表の委員数については、前年度地域委員会で決定する。
  - 3 地域委員長は、選出された地域委員について、前年度の3月末日までに委員長に報告しなければならない。

(選挙管理委員会委員の選出)

- 第7条 選挙管理委員会の委員は立候補によることとし、定める期限及び内容により本会事務所まで提出することとする。
- 2 選挙管理委員は本部役員会の承認をもって決定する。ただし、立候補者が次年度の定数を超える場合は、会長および本校教職員本部役員立会いのもと、前年度選挙管理委員会により、立候補者の中から学年及び地域等ができる限り均等な配分となることを目的として選出し本部役員会の承認をもって決定することとする。また、立候補者が定数に満たないときは、本部役員または本校校長による推薦とし、本部役員会の承認をもって決定するものとする。
  - 3 選挙管理委員は、新年度の本部役員並びに委員等になることができない。
  - 4 本会の会長及び選挙管理委員長は次年度選挙管理委員が決定したときは、速やかに書面により通知するものとする。
  - 5 選挙管理委員は選挙管理委員の中から委員長1名及び同副委員長1名を互選により選出する。

(学級運営委員の選出)

- 第8条 会則第8条第1項に定める学級運営委員の選出は、本校の各学級の体制が確定した後に、委員会が学級ごとに名簿から本部役員並びに地域委員及び選挙管理委員会委員として選出された者を明記した名簿を作成し、選挙権を有する者に対し委員長が文書により通知した上で、紙上投票により選挙を行う。
- 2 委員長は、学級運営委員の選出(第15条に規定する副委員長の決定及び第14条に規定する専門委員会の決定を含む。)を、当該年度の4月末日までに終わるようにしなければならない。
  - 3 学級運営委員の選出の場合の名簿は、選挙時における本校に在籍する児童にかかる会員を対象として登録するものとし、学級運営委員の選出の場合の被選挙権、選挙権及び辞退権は、当該名簿への登録者が有するものとする。

(会計監査委員の選出)

- 第9条 会則第26条第5項に定める会計監査委員の選出は、原則として前年度本部役員の庶務担当を充てる。該当者がいない場合は、前条の選出が完了した後に、学級運営委員の選出の場合の名簿から前条の選出者を除外した名簿の中から、委員長が適任者を選出する。ただし、第7条に定める立候補を妨げるものではない。
- 2 委員長は、会計監査委員の選出を、前条の役員等の選出が完了した後、会則第14条第1項に定める通常総会の開催までに終わるようにしなければならない。

(立候補の原則)

- 第10条 委員長は、会則第25条に定める選挙の告示を行う場合は、会員に対し、被選挙権を有する

者の中から役員等への選出の希望（以下「立候補」という。）の有無の確認を合わせて通知しなければならない。

- 2 立候補の意志がある会員は、選挙の期日までに文書により、委員長に対して立候補の意志を申し出なければならない。

（本部役員選挙等の方法）

第11条 委員長は、会員に対する選挙の告示及び名簿の通知、投票用紙の配布及び回収並びに立候補の意志の申出書の回収の業務を、本校の教職員と協力して行う。この場合において委員長は、会員に対し被選挙権及び選挙権が、会員の一人一人に等しくあることを十分に周知しなければならない。

- 2 委員長は、前条の規定による立候補の意志を申し出る者（以下「立候補者」という。）があった場合、当該申し出のあった役員等の選出にかかる選挙を、次の各号に定めるところにより執行する。

- ① 立候補者の数が会則第6条に定める選出の定数と同数以内である場合には、原則として、立候補者に対する信任投票を行い、投票数の過半数により信否を決し選出者を決定し、投票の結果、否任者があった場合、当該否任者は翌年度の役員等の選出にかかる選挙まで立候補することができず、当該否任者数にかかる選出は第3号を準用して再度選挙を行うものとする。ただし、委員長は、委員会での審議によりこの信任投票を省略することができる。

- ② 立候補者の数が会則第6条に定める選出の基準者数を超える場合には、当該立候補者に対する投票を行い、得票数の多い順から選出者を決定する。

- ③ 立候補者の数が会則第6条に定める選出の基準者数に満たない場合には、当該基準者数に満たない数について、名簿の掲載者に対する投票を行い、得票数の多い順から選出者を決定する。ただし、この場合において名簿の掲載者には立候補者及び否任者を除外するものとする。

- 3 前項第3号の規定は、立候補がない場合に準用する。

- 4 選挙を執行した場合における開票は、すべての委員会の管理の下で行い、原則として前年度会長及び本校教職員本部役員立会いのもとにその作業を行う。

（学級運営委員選挙等の方法）

第12条 委員長は、会員に対する選挙の告示及び名簿の通知、投票用紙の配布及び回収並びに立候補の意志の申出書の回収の業務を、本校の教職員と協力して行う。この場合において委員長は、会員に対し被選挙権及び選挙権が、会員の一人一人に等しくあることを十分に周知しなければならない。

- 2 委員長は、前条の規定による立候補の意志を申し出る者（以下「立候補者」という。）があった場合、当該申し出のあった役員等の選出にかかる選挙を、次の各号に定めるところにより執行する。

- ① 委員等の選出は、学級ごとに選出する。

- ② 立候補者が会則第26条に定める選出の基準数と同数の場合は、立候補者全員を学級運営委員に選出する。ただし、次点者の選出については選挙とし、名簿の掲載者に対する投票を行い、得票数の多い順から選出者を決定する。投票数が同数の場合は、該当者による互選とする。ただし、この場合において名簿の掲載者には立候補者を除外す

るものとする。

- ③ 立候補者が会則第26条に定める選出の基準数の定数を超える場合は、立候補者の中から学級運営委員及び次点者を互選により選出する。
  - ④ 立候補者が会則第26条に定める選出の基準数に満たない場合は、当該基準者数に満たない数及び次点者について、名簿の掲載者に対する投票を行い、得票数の多い順から選出者を決定する。ただし、この場合において名簿の掲載者には立候補者を除外するものとする。
- 3 前項第4号の規定は、立候補がない場合に準用する。
  - 4 選挙を執行した場合における開票は、すべて委員会の管理の下で行い、原則として本年度会長及び本校教職員本部役員立会いのもとにその作業を行う。
  - 5 立候補において、児童が複数在籍する場合は、上学年の児童についての立候補が優先する。
  - 6 選挙による選出において、兄弟で選出された場合については、上学年を優先し、下学年の該当学級は次点者が繰上げ当選とする。
  - 7 役員等（会計監査委員を除く。）において、学級の会員全員が経験した場合においては、第1項から第3項の規定を準用する。

### 第3章 役職等の互選

（本部役員決定）

第13条 会則第6条第1項に定める本部役員の役職の決定は、委員会立会いの下で、第5条の規定により選出された者の互選により行う。ただし、教職員の会員のうち教頭の職相当にある者は会計2名のうち1名、教職員の会員のうち教務主任の職相当にある者は庶務3名のうち1名となる。

（専門委員会の決定）

第14条 会則第9条第2項に定める学級運営委員が兼任する専門委員会の決定は、第8条第2項に定める各学級の学級運営委員選出後、委員会立会いのもと各学級で互選により決定する。

（専門委員会副委員長の選出方法）

第15条 会則第10条第1項に定める委員会副委員長の決定は、委員会立会いのもと次のとおりとする。

- ① 1年、2年、3年の委員の中から互選による1名
- ② 4年、5年、6年の委員の中から互選による1名

### 第4章 辞退権等

（辞退権の原則）

第16条 辞退権は、原則として任期を全うした役員等に対し、委員長が付与する。

- 2 辞退権の行使は、辞退権を付与された会員が、選挙の都度、当該選挙の期日までに規定の文書により、委員長に対して当該選挙の被選挙権の停止を申し出ることにより効力を発する。この場合において、委員長は、会則第26条に定める選挙の告示を行う場合に、会員に対し、辞退権の行使の有無の確認を合わせて通知しなければならない。
- 3 辞退権の効果は、委員会が名簿を作成するにあたり、辞退権の行使を申し出た会員の役員等就任履歴を選挙管理委員会が確認し、当該選挙における辞退権の行使条件に適合してい

る旨を認定することで成立する。この場合において、当該辞退権を行使した会員に対する投票があった場合は、この投票を無効とする。

- 4 辞退権の効力は、役員等の任期が終了した年度の翌年度から起算する。
- 5 任期途中で役員等を離職した者及びこの者に代わり当該役員等に就任した者に対しては、辞退権を付与しない。ただし、委員会の審議により、やむを得ない事情であると委員長が認めた場合はこの限りでない。

(辞退権の付与期間等)

第17条 辞退権は、次の各号に掲げる役員等の役職に対し、当該各号に定める期間等を付与する。

- ① 本部役員……本部役員をした世帯は、その世帯のどの児童についても、以降のすべての役員等の役職を辞退できる。(会計監査委員を除く。以下同じ。)
  - ② 学級運営委員…本部役員を除くすべての役職に対し、当該児童については辞退できる。
  - ③ 地域委員……本部役員を除くすべての役職に対し、当該児童については辞退できる。
  - ④ 選挙管理委員…本部役員を除くすべての役職に対し、当該児童については辞退できる。
- 2 学級運営委員、地域委員及び選挙管理委員を経験した世帯は、原則として1児童に対して1回経験したものと見なす。
  - 3 地域委員をした世帯は、兄弟における年長児童(以下「年長児童」という。)の1回目の委員等を終えたものとする。年長児童において、委員等を経験している場合は、年長児童の直近の年少児童の1回目を終えたものと見なし、以下順に繰り下げていくものとする。
  - 4 学級運営委員の選出において、学級の会員全員が経験した場合においては、第1項第2号から第4号までの規定の限りではない。

(選出者の辞退)

第18条 第2章の規定により役員等に選出された者の辞退、又は交代は認めない。

## 第5章 雑 則

(委員会への委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営及び役員等の選出方法等に関し必要な事項は、委員会で協議の上、別に定める。

## 附 則

この規程は、会則の全部改正(平成16年改正)が承認された日から実施し、平成17年度の役員等の選出から適用する。

## 慶 弔 規 定

- 第1条 本会の慶弔に関しては、この規定の定めるところによる。
- 第2条 教職員の異動  
本校に勤務する職員(会員)が異動及び退職した場合、銭別3,000円を贈る。
- 第3条 教職員の結婚  
本校に勤務する職員(会員)が結婚する場合、祝い金3,000円を贈る。
- 第4条 会員の病気見舞い  
本会の会員及び児童が本会事業の遂行中に疾病及び負傷のため、引き続き3ヶ月以上入院した場合、見舞金3,000円を贈る。
- 第5条 死亡弔慰
- 1 本会の会員、児童及び教員の配偶者が死亡した場合、しきび1対、またはそれと同等の品物及び弔慰金5,000円を供える。
  - 2 本校に勤務する教員の直系、1親等の死亡した場合は、しきび1対、またはそれと同額の物品及び弔慰金5,000円を供える。但し、生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 第6条 慶弔金は、学級、その他では一切贈らない。また慶弔金に対する返礼等は一切行わない。
- 第7条 この規定以外の事項については、役員会で決定する。
- 第8条 この規定は役員会で改訂することができる。
- 附 則 この規定は平成11年3月6日より施行する。

## 旅 費 規 定

- 第1条 本会の用務で出張する場合は、この規定の定めるところにより旅費を支給する。
- 第2条 旅費の種類は、下記の通りとする。
- ① A…城陽市内旅費
  - ② B…城陽市外旅費
- 第3条 Aは市内一律400円とする。
- 2 Bは運賃(鉄道、バス、船舶の料金及び事情により、急行、特急料金を含む)と宿泊費を支給する。
  - 3 宿泊費は一泊7,000円、車中泊2,000円とする。
- 第4条 A・B共、用務が午後にあたる場合、昼食費600円を支給する。
- 第5条 この規定以外については、役員会で決定する。
- 附 則 この規定は、昭和60年5月9日より施行する。

所在地 城陽市富野堀口1番地  
電 話 0774-52-0009